

品質管理レビュー制度 Q & A

2015年9月24日

2017年7月21日

2018年7月19日

最終改訂 2020年8月25日

日本公認会計士協会

品質管理委員会

目次

| | | |
|-----|---------------------------------------|----|
| I | はじめに..... | 3 |
| II | 品質管理レビュー制度..... | 4 |
| | 1. 品質管理レビュー制度の概要と主な変遷..... | 4 |
| | 2. 品質管理レビューの定義と種類..... | 6 |
| | 3. 品質管理レビューの性格..... | 6 |
| | 4. 品質管理レビューの対象となる監査事務所..... | 7 |
| | 5. 特別レビュー..... | 8 |
| | 6. 品質管理レビューを受ける監査事務所の義務..... | 9 |
| | 7. 監査の品質管理のシステム..... | 10 |
| | 8. 通常レビューの対象となる監査業務..... | 11 |
| | 9. 品質管理レビューの実施後に交付される報告書等..... | 12 |
| | 10. 通常レビューにおける発見事項の取扱い..... | 14 |
| | 11. 通常レビューの実施結果..... | 16 |
| | 12. 改善措置の状況への対応..... | 20 |
| | 13. 品質管理レビューを実施した結果に基づく措置..... | 21 |
| | 14. 品質管理レビューの運営..... | 22 |
| | 15. 通常レビューにおける報告書等の審査・交付手続..... | 23 |
| III | レビュー結果等の伝達及び第三者への開示..... | 26 |
| | 1. レビュー報告書等が第三者に非開示とされている理由..... | 26 |
| | 2. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達の必要性..... | 26 |
| | 3. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達事項..... | 27 |
| | 4. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達に関する事前承諾..... | 29 |

| | |
|--|-----------|
| 5. 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示することを可能とする理由..... | 30 |
| 6. 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合の開示内容..... | 30 |
| 7. 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合の開示方法..... | 31 |
| 8. 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合の開示の時期等..... | 31 |
| IV 上場会社監査事務所登録制度..... | 32 |
| 1. 品質管理レビュー制度と上場会社監査事務所登録制度の関係..... | 32 |
| 2. 上場会社監査事務所登録制度..... | 33 |
| 3. 上場会社監査事務所名簿等への登録の流れ..... | 36 |
| 4. 上場会社監査事務所名簿への登録の審査..... | 37 |
| 5. 準登録事務所名簿への登録の審査..... | 38 |
| 6. 名簿再登録制限者管理簿..... | 41 |
| 7. 上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿の登録又は措置に係る審査申立て..... | 42 |
| 8. 各金融商品取引所における上場会社監査事務所登録制度の利用..... | 43 |
| V 品質管理レビュー制度等の 2020 年度改正..... | 44 |
| 1. 2020 年 7 月から適用されている品質管理レビュー制度..... | 44 |
| 2. 当協会の自主規制に係る組織体制..... | 46 |
| 《用語説明》..... | 47 |

《I はじめに》

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、公認会計士の自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上に向けた様々な施策を実施しています。このうち、1999年度に導入した品質管理レビューは、監査事務所の品質管理体制の整備及び運用の状況について指導・監督を行うことにより、監査事務所の一定水準の監査品質の確保を図る制度であり、当協会の自主規制の中核的な施策の一つとして取り組んでいます。また、2007年度からは、資本市場における財務諸表監査に対する信頼性確保に資するため、上場会社を監査する監査事務所の品質管理に関する情報等を記載した名簿を一般に開示する上場会社監査事務所登録制度を運用しています。

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度につきましては、[「品質管理レビューの概要」](#)及び[「品質管理委員会年次報告書」](#)で、その概要を解説しておりますが、これらの制度の概要について、会員のみならず監査役、監査等委員、監査委員及び監事（以下「監査役等」という。）の皆様にも、より深くご理解を頂くために、2015年9月から「品質管理レビュー制度Q&A」を作成しております。

また、巻末に《用語説明》の項目を設け、文中に使用されている品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所部会に関する用語等について説明しています。

2020年度からのレビュー制度改正を受けて「品質管理レビュー制度Q&A」を改訂しましたので、「品質管理レビューの概要」及び「品質管理委員会年次報告書」と併せて監査人との的確なコミュニケーションにお役立てください。

《関連規程等の略称について》

本Q&A及び《用語説明》において、略称を用いて参照している規程・実務の指針等は以下のとおりです。

| | |
|--------|---------------|
| 法 | 公認会計士法 |
| 会則 | 日本公認会計士協会会則 |
| レビュー基準 | 品質管理レビュー基準 |
| レビュー手続 | 品質管理レビュー手続 |
| 品管細則 | 品質管理委員会運営細則 |
| 上場細則 | 上場会社監査事務所登録細則 |
| 品基報 | 品質管理基準委員会報告書 |
| 監基報 | 監査基準委員会報告書 |

《Ⅱ 品質管理レビュー制度》

《1. 品質管理レビュー制度の概要と主な変遷》

Q. Ⅱ－1 品質管理レビュー制度の概要と主な変遷を説明してください。

A. Ⅱ－1 品質管理レビュー制度は、監査業務の公共性に鑑み、当協会会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理のシステム（個別業務における品質管理の手続を含む監査に関する品質管理のための全ての方針と手続）の整備及び運用の状況を、当協会がレビューする制度であり、公認会計士法の下で当協会の自主規制として運用されています【会則第77条第1項】。

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について、監査事務所の定めた品質管理のシステムが、「監査に関する品質管理基準」等の品質管理の基準（用語説明参照。以下同じ。）に適合して適切かつ十分に整備されているか（品質管理のシステムの整備状況）、また、その品質管理のシステムが有効に運用されているか（品質管理のシステムの運用状況）という観点から、品質管理のシステムの整備状況を評価し、当該品質管理のシステムの運用状況を確認しています【レビュー手続第422項、第424項、第438項】。

品質管理レビューの実施に当たっては、会則、細則等に基づき、レビュー基準、レビュー手続等に準拠して行うこととされています。

当協会は、品質管理レビュー制度等の更なる機能向上のために、会則の一部改正を2019年7月の定期総会で行い、新制度の円滑な導入に向けた体制整備を進めてきました。2020年7月1日から新制度に基づき品質管理レビューが実施されます。詳細については、Q V－1をご参照ください。

品質管理レビュー制度の主な変遷は、以下のとおりです。

| 年度 | 品質管理レビュー制度 | 関連する法令・制度等 |
|---------|---|--|
| 1999 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主規制としての品質管理レビュー開始(大規模監査法人のみにフル・レビュー^(注)) ・ 品質管理レビューの性格を「指導的又は教育的性格」とする | レビュー基準、レビュー手続の公表 |
| 2001 年度 | 上場会社を監査している監査事務所にフル・レビュー ^(注) を開始 | |
| 2004 年度 | 公認会計士法の下で制度として位置付けられる | 公認会計士・監査審査会の設置(改正公認会計士法の施行) |
| 2005 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理レビューの性格を「指導的性格」に変更 ・ レビュー対象監査事務所の拡大(公認会計士法上の大会社等を監査する監査事務所)に対応するため、レビューアーを9人から20人に増員 | 監査に関する品質管理基準の制定 |
| 2007 年度 | 上場会社を監査している監査事務所にフォローアップ・レビューを開始したため、レビューアーを20人から29人に増員 | 上場会社監査事務所登録制度導入 |
| 2011 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用金庫等監査事務所のレビュー開始 ・ 品質管理委員会に外部委員制度導入 | |
| 2015 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理レビューの性格を「指導及び監督」に変更 ・ 品質管理レビュー制度内に品質管理レビューを実施した結果に基づく措置制度を新設 ・ 機動レビュー及び特別レビューの新設 | 会長通牒「 公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組 」等の公表 |
| 2016 年度 | 品質管理レビューの強化策を安定的に実施するためレビューアーを30人から40人に増員 | |
| 2020 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常レビューの実施頻度を柔軟化 ・ 特別レビューの実施要件を緩和 ・ 品質管理委員会のフィードバック機能を強化 ・ 通常レビューの実施結果と改善勧告事項への対応の見直し ・ 改善勧告事項に関する改善措置の状況の確認方法の見直し | レビュー基準、レビュー手続の改正 |

(注) フル・レビューとは、現在の「通常レビュー」と同様のレビューです。「通常レビュー」については、Q II - 2をご参照ください。

《2. 品質管理レビューの定義と種類》

Q. II-2 品質管理レビューの定義と種類を説明してください。

A. II-2 品質管理レビューは、会則により以下のように定義されています。

| 会則抜粋 |
|---|
| <p>第77条 本会は、法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人（以下この章において「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について次項に規定する品質管理レビューを実施する。</p> <p>2 品質管理レビューとは、次に掲げる行為の総称をいう。</p> <p>(1) 監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置（勧告に対する改善が図られない場合の追加的な措置を含む。）を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為（以下「通常レビュー」という。）。</p> <p>(2) 監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置（勧告に対する改善が図られない場合の追加的な措置を含む。）を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為（以下「特別レビュー」という。）。</p> |

《3. 品質管理レビューの性格》

Q. II-3 品質管理レビューの性格を説明してください。

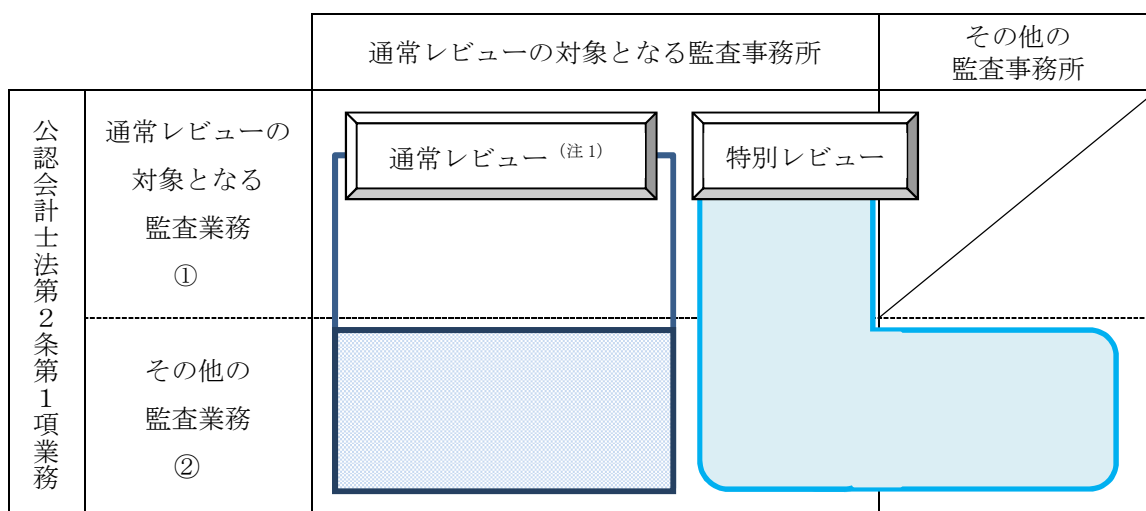
A. II-3 当協会が自主規制団体として、監査業務に対する社会的信頼を維持、確保し、監査制度の充実・発展を図るためには、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して品質管理の充実のための自助努力を促すとともその状況を監督していく必要があることから、2014年7月9日の会則改正（2014年9月1日施行）により、品質管理レビューの性格が「指導的性格」から「指導及び監督」に変更されました。しかしながら、「摘発若しくは懲戒又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではない。」ということに変更はありません【会則第77条第3項、レビュー基準I. 序文】。

《4. 品質管理レビューの対象となる監査事務所》

Q. II-4 品質管理レビューの対象となる監査事務所の範囲を説明してください。

A. II-4 監査業務に係る契約を締結している監査事務所の全てが品質管理レビューの対象となります【会則第77条第4項】。しかしながら、当協会の社会に対する責任と品質管理レビューの実効性を考慮し、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務に係る契約を締結している監査事務所を品質管理レビューの対象の中核とし、通常レビューの対象となる監査事務所としています。なお、これ以外の監査事務所は、特別レビューを実施する場合にレビュー対象となることがあります。

品質管理レビューの対象となる監査事務所と監査業務の関係は次の図のとおりです。



(注1)：通常レビューの選定対象となる監査業務

- ① 品管細則第3条第1項に定める公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務
- ② ①に加えてその他の会社等の監査業務を追加選定する場合がある。

通常レビューと特別レビューを比較すると、次の表のとおりとなります。

| レビューの種類 | 性格及び実施の頻度 | レビューの目的 | レビュー実施の決定 | レビューの手法（注1） |
|---------|--|--|-----------|-------------|
| 通常レビュー | 原則、3年に一度（大手監査法人（用語説明参照）は2年に一度）短縮又は伸長（最長5年）の場合あり | 監査事務所全体の品質管理の状況を確認すること | 品質管理委員会 | 往査 |
| 特別レビュー | 監査事務所の品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等について適時に確認することが必要と認める理由がある場合 | ① 監査事務所の特定の分野に係る品質管理の状況を確認すること ② 特定の監査業務の品質管理の状況を確認すること | 品質管理委員会 | 書面、聴取又は往査 |

（注1）：レビューの手法

書面、聴取又は往査の内容は次のとおりです。

| レビューの手法 | 内 容 |
|---------|---|
| 書面 | レビューアーが監査事務所から必要な書類等を入手しその内容を検討し、必要に応じて電話等により確認する手法である。 |
| 聴取 | レビューアーが監査事務所から必要な書類等を入手し面談等により確認する手法である。 |
| 往査 | レビューアーが監査事務所へ赴いて、監査事務所が保管する書類等の閲覧及び質問等により確認する手法である。 |

《5. 特別レビュー》

Q. II-5 特別レビューについて説明してください。

A. II-5 特別レビューとは、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況を品質管理委員会が適時に確認することが必要と判断したときに実施するレビューをいいます【会則第77条第2項第2号】。

特別レビューは、例えば、以下のような場合に実施されます【レビュー手続第562項】。

- ① 監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合
- ② 監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用に関し、法令又は会則等に対する準拠状況を適時に確認する必要があると認められた場合
- ③ 監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理のシステムの運用の状況に関する通報等を受けた場合
- ④ 特定の監査業務において、決算日後に監査対象会社と監査契約を締結するなど、監査事務所が時間及び人的資源を含め、業務を実施するための適性及び能力を備えている

かどうか懸念される場合

- ⑤ 特定の監査業務を新規契約したものの、監査報告書を提出することなく会計年度の途中で契約を解除した場合
- ⑥ 改善状況の確認を実施する過程で、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念が生じた場合
- ⑦ その他、監査事務所の特定の分野に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況や、特定の監査業務に係る品質管理のシステムの運用の状況を適時に確認することが必要と認められた場合

また、特別レビューの対象となる特定の監査業務には、監査意見が表明された後の監査業務だけでなく、必要に応じて、監査意見が表明される前の監査業務も含まれます【レビュー手続第 562-2 項】。

| | |
|-------------------|--|
| レビューの対象範囲 | 監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況 |
| レビューの実施結果 | 重要な不備事項の有無に関する実施結果を表明 |
| 品質管理レビュー上の措置 | 通常レビューと同様に、レビューの改善勧告事項に基づいて措置が付される。 |
| 上場会社監査事務所登録制度上の措置 | 通常レビューと同様に、レビューの改善勧告事項に基づいて登録抹消の措置が付される。 |
| 開示 | 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、上場会社監査事務所名簿（用語説明参照。以下同じ。）にその旨が記載され、その概要が開示される。 |

（注）措置制度については、Q. II-13 をご参照ください。

《6. 品質管理レビューを受ける監査事務所の義務》

Q. II-6 品質管理レビューを受ける監査事務所の義務を説明してください。

A. II-6 品質管理レビューを受ける監査事務所は、品質管理委員会が効率的かつ適切に品質管理レビューを実施できるように全面的に協力しなければならず、品質管理委員会が必要と判断した全ての記録、書類及びその他の情報を品質管理委員会に提出し、品質管理委員会からの書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければなりません【会則第 77 条第 6 項】。

また、品質管理レビューを受けた監査事務所は、改善勧告を受けたときは、速やかに当該勧告に応じた改善措置を講じなければなりません【会則第 77 条第 7 項】。

《7. 監査の品質管理のシステム》

Q. II-7 品質管理レビューの対象となる監査の品質管理のシステムについて説明してください。

A. II-7 監査の品質管理のシステムとは、監査事務所及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること、及び、監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行することに関して、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査事務所が整備し、運用する方針と、その方針を適用する手続及び遵守状況を監視する手続から構成されるものをいいます【品基報第1号「監査事務所における品質管理」第3項、第10項、監基報220「監査業務における品質管理」第5項】。

品質管理レビューでは、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況について、以下の14項目に分類して検討・評価しています。

- ・品質管理のシステムの構成
- ・品質管理に関する責任
- ・監査事務所における法令遵守
- ・情報セキュリティ
- ・職業倫理及び独立性
- ・契約の新規の締結及び更新
- ・専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
- ・業務の実施
- ・審査
- ・調書管理
- ・品質管理のシステムの監視
- ・品質管理のシステムの文書化
- ・監査事務所間の引継
- ・共同監査

《8. 通常レビューの対象となる監査業務》

Q. II-8 通常レビューの対象となる監査業務について説明してください。

A. II-8 通常レビューの対象として選定する個別業務は基本的には、品管細則第3条に定める公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等（以下「通常レビュー対象会社等」という。）に係る監査業務ですが、監査事務所全体の品質管理のシステムの整備・運用状況を評価するため、監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況（又は特性）から通常レビュー対象会社等から選定した監査業務だけでは十分でないと思われる場合には、品質管理審査部会の承認を得て、通常レビュー対象会社等以外の会社等（その他の会社等）に係る監査業務を追加選定して通常レビューを実施し、監査事務所全体の品質管理のシステムを評価します。

その他の会社等に係る監査業務の追加選定を検討することが必要となる場合については、レビュー手続に、監査事務所の監査報酬総額に占めるその他の会社等の監査業務の監査報酬の割合がおおむね50%を超えると、その他の会社等の監査業務のみを実施している拠点があるときなどが例示されています【レビュー手続第255-2項、第255-3項】。その他の会社等の監査業務の選定に当たっては、法定監査を優先し、かつ、その他の会社等が通常レビュー対象会社等と同等程度の規模であるか、監査事務所の特長、監査業務に占めるその他の会社等の監査業務の重要度等を勘案して選定することとされています【レビュー手続第255-6項】。

《9. 品質管理レビューの実施後に交付される報告書等》

Q. II-9 品質管理レビューの実施後に交付される報告書等について説明してください。

A. II-9 通常レビューが実施された場合には、通常レビューの結果として品質管理レビュー報告書及び改善勧告書が監査事務所に交付されます。また、通常レビューを実施した翌年度に改善状況の確認を実施した場合（詳細はII-12参照）には、改善状況の確認結果報告書が監査事務所に交付されます。

(1) 品質管理レビュー報告書

通常レビューの結果は、品質管理レビューの実施結果として品質管理レビュー報告書に記載され監査事務所に通知されます。

通常レビューは、監査事務所の品質管理のシステムの全体としての有効性を評価するものであり、品質管理レビュー報告書は、

- ① レビュー対象期間末日における監査事務所の品質管理のシステムの整備の状況において、品質管理の基準に適合していない、重要な不備事項又は極めて重要な不備事項の有無及び
- ② レビュー対象期間における監査事務所の品質管理のシステムの運用の状況において、品質管理のシステムに準拠していない、重要な不備事項又は極めて重要な不備事項の有無

について実施結果を表明するものです【レビュー手続第382項】。

品質管理レビューの実施結果を表明するために、通常レビューでは、以下の品質管理のシステムの整備の状況と運用の状況の評価を行います。

- ① 監査事務所の定めた品質管理のシステムが、品質管理の基準が示す品質管理の目的の達成を可能にする整備の状況にあったか否かについての評価【レビュー手続第424項】
- ② 監査事務所の定めた品質管理のシステムが専門要員及びその他の職員によって実際に運用されており、その結果として、品質管理のシステムが職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠した監査業務の実施を可能にする運用の状況にあったか否かについての評価【レビュー手続第438項】

通常レビューでは、上の②の品質管理のシステムの運用の状況について、次の2項目に関して評価します【レビュー手続第439項】。

ア. 監査事務所の定めた品質管理のシステムの運用の状況

イ. 監査事務所が実施した監査業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠状況

通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している「懸念」がある場合には発見事項となり、準拠違反の重要性の程度に応じて極めて重要な不備事項、重要な不備事項、不備事項となりますが、極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項があった場合であっても、飽くまでも「懸念」であることから、直ちに監査業務におい

て重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません（詳細はQⅡ-10及びQⅡ-11参照）。

ただし、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項があった場合には、品質管理レビューを実施した結果に基づく措置を行うこととしています（詳細はQⅡ-13参照）。

(2) 改善勧告書

品質管理レビューにより改善が必要と認められる事項が発見された監査事務所に対しては改善勧告書により改善勧告が行われ、当該監査事務所には改善状況の報告が求められます。改善勧告書は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある事項を発見した場合に、監査事務所に対して改善を勧告するものです。

改善勧告書は、品質管理のシステムの有効性に関する個別的で詳細な情報を記載したものであり、品質管理レビュー報告書において品質管理のシステムの有効性について重要な不備事項のない実施結果となった場合であっても、不備事項があれば作成されます【レビュー基準Ⅲ. 2. (5)】。

(3) 改善状況の確認結果報告書

通常レビューを実施した翌年度に改善状況の確認を実施した場合には、改善状況の確認結果報告書が監査事務所に交付されます。当該報告書には、「改善の不十分な事項のない確認結果」又は「改善の不十分な事項のある確認結果」が記載されます。

《10. 通常レビューにおける発見事項の取扱い》

Q. II-10 通常レビューにおける発見事項の取扱いについて説明してください。

A. II-10 通常レビューを実施した結果、品質管理のシステムの不備又は運用上の問題が発見された場合で、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、発見事項とされ、準拠違反の重要性の程度（極めて重要な準拠違反の懸念がある、重要な準拠違反の懸念がある、準拠違反の懸念がある）に応じて、極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項とされます【レビュー手続第 487 項、第 489 項】。

(1) 発見事項及び改善勧告事項

品質管理のシステムの不備又は運用上の問題が発見された場合で、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、発見事項となり、発見事項記録シートに記載されます【レビュー手続第 322 項、第 489-2 項】。

発見事項は改善勧告事項となり、改善勧告書に記載されます【レビュー手続第 487 項、第 489-2 項】。

(2) 極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項

発見事項のうち、極めて重要な準拠違反の懸念があるものが極めて重要な不備事項となり、重要な準拠違反の懸念があるものが重要な不備事項となります【レビュー手続第 487 項、第 489 項】。

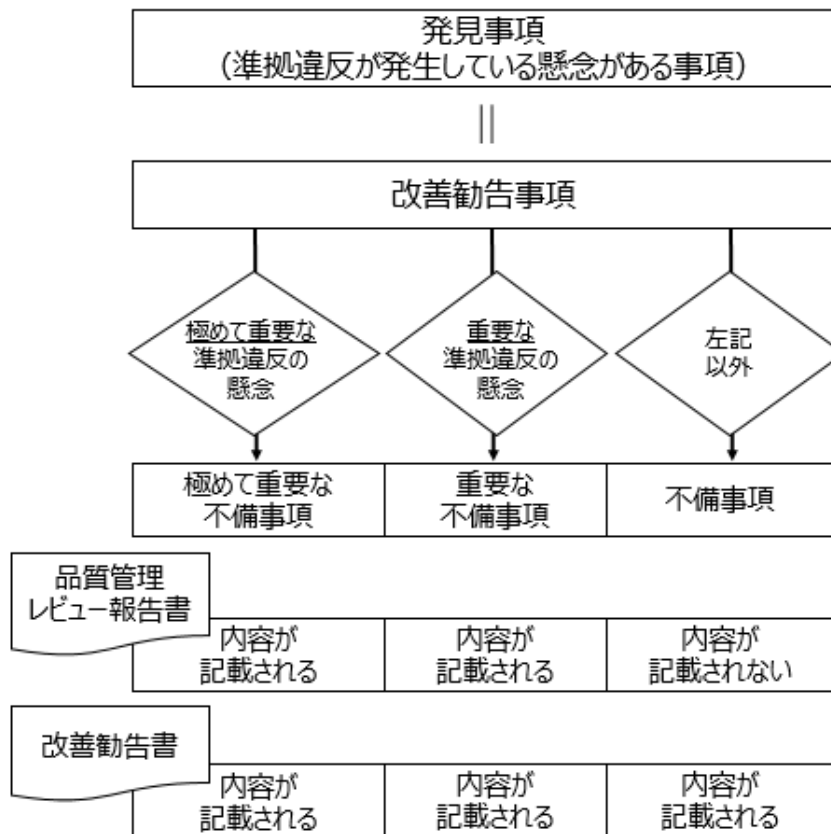
極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項の定義は以下の表のとおりです。

| | 定 義 |
|------------|--|
| 極めて重要な不備事項 | 発見事項のうち、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められる事項 |
| 重要な不備事項 | 発見事項のうち、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められる事項 |
| 不備事項 | 発見事項のうち、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項とは認められなかったが、十分とまではいえない点につき、監査事務所に通知して、監査事務所による自主的な改善を促す事項 |

通常レビューにおいて発見事項となるかどうかは、品質管理のシステムに関する文書・記録に基づき判断されます。通常レビューにおいては、質問による事実確認も大切な手続ですが、それは文書・記録の正確な理解のための手続であって、文書・記録を補足する情報の入手に留まるため、監査事務所の説明が合理的で納得がいく内容であり品質管理のシ

システムに準拠した事実は認められたとしても、その事実が監査調書として適切に記録されていない場合（文書化の問題）には、発見事項として取り扱われます。この文書化の問題は、品質管理のシステムに準拠した事実が認められない場合（実質的手続に係る問題）とは、発見事項の性格が相違しますが、実質的手続に係る問題と同様に十分かつ適切な監査証拠を入手しているかを監査調書の記録から確認できないため、発見事項であり、改善勧告事項となります【レビュー手続第 496 項③】。改善勧告書における文書化の不備の指摘は、監査手続を実施していないという指摘と同様に問題です。通常レビューの実施結果の種類について詳細はQ II - 11 をご参照ください。

通常レビューにおける発見事項の取扱いは、以下の図のとおりです。



《11. 通常レビューの実施結果》

Q. II-11 通常レビューの実施結果について説明してください。

A. II-11 通常レビューの実施結果は、品質管理レビュー報告書に記載されます。通常レビューの実施結果には、「重要な不備事項のない実施結果」、「重要な不備事項のある実施結果」、「極めて重要な不備事項のある実施結果」の種類があります【レビュー手続第385項】。

| 通常レビューの実施結果の種類 | 内 容 |
|--|--|
| 重要な不備事項のない実施結果 【レビュー手続第 386 項、第 387 項】 | 通常レビューを実施した結果、以下のア. とイ. の両方が認められた場合に表明されます。 ア. レビュー対象期間末日における監査事務所の定めた品質管理のシステムの整備の状況において、品質管理の基準に適合していない重要な不備事項は見受けられない。 イ. レビュー対象期間における監査事務所の品質管理のシステムの運用の状況において、当該品質管理のシステムに準拠していない重要な不備事項は見受けられない。 |
| 重要な不備事項のある実施結果 【レビュー基準Ⅲ. 通常レビュー 2 (2)】 | 通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明されます。 |
| 極めて重要な不備事項のある実施結果 【レビュー基準Ⅲ. 通常レビュー 2 (3)】 | 通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明されます。 |

通常レビューの実施対象となる事項の重要な構成部分について、レビュー基準及びレビュー手続に基づく主要なレビュー手続を実施できなかったことにより、通常レビューの実施結果を表明するに足る基礎を得られなかった場合には、品質管理レビュー報告書に実施結果は表明されません（実施結果の不表明）【レビュー基準Ⅲ. 通常レビュー 2(4)、レビュー手続第 410 項】。なお、通常レビューの実施対象となる事項の重要な構成部分以外について、レビュー基準及びレビュー手続に基づく主要な品質管理レビューの手続の一部又は全部を実施できなかったが、通常レビューの実施結果を表明するに足る基礎が得られた場合には、通常レビューの実施結果が表明されます【レビュー手続第 410-2 項】。

(1) 重要な不備事項のある実施結果【レビュー手続第 390 項】

次の要件 1、要件 2 及び要件 3 のいずれかに該当する事実が、少なくとも一つは存在する場合に表明されます。

要件 1：品質管理のシステムを構成する必要な方針と手続が監査事務所によって定められておらず、その程度（システムにおける重要性・範囲等）が重要であると認められる場合又は監査事務所の定めた方針と手続の内容が不適切又は不十分であり、その程度（システムにおける重要性・範囲等）が重要であると認められる場合

要件 2：監査事務所が定めた品質管理のシステムを構成する必要な方針と手続の実施状況が不適切又は不十分な事実が認められ、その程度（当該事実の性質、原因、発生形態、頻度等）が重要であると認められる場合

要件 3：監査事務所が実施した監査業務において、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念があると認められる場合

(2) 極めて重要な不備事項のある実施結果

次の要件 1、要件 2 及び要件 3 のいずれかに該当する場合には、重要な不備事項のある実施結果ではなく極めて重要な不備事項のある実施結果の表明を検討します。【レビュー手続第 400 項】

要件 1：品質管理のシステムを構成する必要な方針と手続が監査事務所によって定められておらず、その程度（システムにおける重要性・範囲等）が極めて重要であると認められる場合又は監査事務所の定めた方針と手続の内容が不適切又は不十分であり、その程度（システムにおける重要性・範囲等）が極めて重要であると認められる場合

要件 2：監査事務所が定めた品質管理のシステムを構成する必要な方針と手続の実施状況が不適切又は不十分な事実が認められ、その程度（当該事実の性質、原因、発生形態、頻度等）が極めて重要であると認められる場合

要件 3：監査事務所が実施した監査業務において、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反が発生している懸念があると認められる場合

上記の要件 1 に該当する発見事項は、重要な不備事項のある実施結果となる発見事項の中でも相対的に重大な方針と手続の不備であり、その程度（システムにおける重要性・範囲等）が極めて重要である場合が該当します。重要な不備事項のある実施結果となる発見事項の中でも相対的に重大な方針と手続の不備には、例えば以下の場合が含まれます。【レビュー手続第 401 項】

①監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討（実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうかを含む。）に関する審査の方針と手続が整備されていない。

②不正リスクに対応するための品質管理のシステムが整備されていない。

また、上記の要件2に該当する発見事項は、重要な不備事項のある実施結果となる発見事項の中でも相対的に内容が重要であるばかりでなく、当該品質管理のシステムに係る問題が広く蔓延しているために、その程度（当該事実の性質、原因、発生形態、頻度等）が極めて重要である場合が該当します。品質管理のシステムに係る問題が広く蔓延している場合とは、例えば審査の方針と手続や不正リスクに対応するための品質管理のシステムが有効に運用されていない事実が、レビュー対象として選定した監査業務において広く発生している場合が含まれます。【レビュー手続第402項】

さらに、次のような場合には、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があるものとして上記の要件3に該当するものと考えられます。【レビュー手続第403項】

- ① 個別業務に係る監査報告書における財務諸表の虚偽表示を看過して監査意見を表明した重大な懸念があると認められ、かつ、監査の基準が求める重要な手続を実施していない場合や監査上・会計上の重要な判断を誤った懸念がある場合
- ② 個別業務に係る監査報告書における監査意見が妥当であったか否か、又は監査の基準が求める重要な監査手続が実施されていたか否かを判断するために必要な事項が、広範囲にわたって監査調書に記録されていない場合
- ③ 監査人の独立性に関する職業倫理に関する規定への重要な違反の懸念がある場合

(3) 発見事項と品質管理レビューの実施結果との関係

発見事項と品質管理レビューの実施結果との関係は、次の図のとおりです。

| 発見事項 | | |
|---|---|---|
| 整備状況 | 運用状況 | |
| | 監査事務所 | 監査業務 |
| ① 品質管理のシステムを構成する必要な方針と手続が監査事務所によって定められていない 又は ② 監査事務所が定めた品質管理のシステムを構成する必要な方針と手続の内容が不適切又は不十分 | 監査事務所が定めた品質管理のシステムを構成する必要な方針と手続の実施状況が不適切又は不十分 | 監査事務所が実施した監査業務における、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反 |



| 重要度の判断基準 | | |
|------------------------------|----------------------------------|--------------|
| 発見事項の程度 (システムにおける重要性・範囲等) | 発見事項の程度 (当該事実の性質、原因、発生形態、頻度等) | 懸念される準拠違反の程度 |
| 極めて重要 | 極めて重要 | 極めて重要 |
| 重要 | 重要 | 重要 |
| 重要とまでは認められない | 重要とまでは認められない | 重要とまでは認められない |



| 改善勧告事項の区分 | レビューの実施結果 |
|------------|-------------------|
| 極めて重要な不備事項 | 極めて重要な不備事項のある実施結果 |
| 重要な不備事項 | 重要な不備事項のある実施結果 |
| 不備事項 | 重要な不備事項のない実施結果 |

《12. 改善措置の実施状況への対応》

Q. II-12 改善措置の実施状況への対応について説明してください。

A. II-12 改善措置の実施状況への対応は、以下のように行われます。

(1) 通常レビュー

通常レビューを実施した結果、重要な不備事項又は極めて重要な不備事項が見受けられた場合、レビューアーは、原則として、翌年度に監査事務所から「改善状況報告書」により改善状況の報告を受けた上で、通常レビュー又は改善状況の確認を実施して、監査事務所による改善措置の実施状況を確認します。通常レビューと改善状況の確認のいずれを選択するかは、重要な不備事項又は極めて重要な不備事項の数や内容、監査事務所による自主的な改善措置の実施に対する懸念の程度、監査事務所の品質管理のシステム全体を再度評価する必要性などを勘案して、レビュー年次計画案の策定時に検討します。【レビュー手続第 520 項】

また、通常レビューを実施した結果、重要な不備事項又は極めて重要な不備事項のいずれにも該当しない不備事項のみが見受けられた場合には、レビューアーは、原則として、翌年度に監査事務所から「改善状況報告書」により改善状況の報告を受けた上で、改善措置の状況への対応方法を検討しますが、重要な不備事項又は極めて重要な不備事項が見受けられなかった場合であっても、監査事務所による自主的な改善措置の実施に懸念が認められ、かつ、通常レビューの実施頻度を短縮する事由に該当しない場合には、改善状況の確認を実施します。【レビュー手続第 521 項及び第 521-2 項】

(2) 特別レビュー

特別レビューを実施した結果、重要な不備事項、極めて重要な不備事項又は不備事項が見受けられた場合、原則として、翌年度に改善状況報告書により改善状況の報告を受けた上で、改善状況の確認を実施して、監査事務所による改善措置の状況を確認します。改善状況の確認の手法は、原則として往査ですが、不備事項の改善状況の確認のみを実施する場合は、書面又は聴取の手法を採用することができるとされています。【レビュー手続第 580 項及び第 581 項】

《13. 品質管理レビューを実施した結果に基づく措置》

Q. II-13 品質管理レビューを実施した結果に基づく措置について説明してください。

A. II-13 品質管理レビューを実施した結果に基づき、品質管理レビューを受けた監査事務所に対して措置が決定されます。措置には、品質管理レビューを実施した結果に基づく措置と上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置があります。

品質管理レビューを実施した結果に基づく措置の種類は、注意、嚴重注意及び監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部の辞退勧告です【会則第78条】。

上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所に対して品質管理レビューを実施した結果に基づいて、会則第78条第3号の措置（監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部の辞退勧告）が決定されたときは、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿（用語説明参照。以下同じ。）への登録の取消しについて併せて決定されます【会則第92条】。

なお、会則に基づく措置ではありませんが、監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所において、品質管理レビューによる極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、上場会社監査事務所名簿等にその旨が記載され、その概要が開示されます。この場合において、上場会社監査事務所名簿への登録が取り消されたときは、抹消リストにその旨が記載され、その概要が開示されます【会則第93条】。

品質管理レビューを実施した結果に基づく措置に関する考え方を示すと、以下の表のとおりです。

表【品質管理レビュー制度における措置制度】

| 品質管理レビューの改善勧告事項等 | | レビュー実施回数 | | |
|------------------|-----------------|------------|------------|----------|
| | | 1回目 | 2回目 | 3回目以降 |
| レビュー拒否・ 非協力 | 措置 | 辞退勧告 | 辞退勧告 | 辞退勧告 |
| | 上場会社監査事務所名簿等（注） | 登録の取消し | | |
| 極めて重要な 不備事項 | 措置 | 辞退勧告（※1） | 辞退勧告 | 辞退勧告 |
| | 上場会社監査事務所名簿等（注） | 登録の取消し（※3） | | |
| 重要な不備事項 | 措置 | 嚴重注意（※1） | 辞退勧告（※1） | 辞退勧告 |
| | 上場会社監査事務所名簿等（注） | —（※3） | 登録の取消し（※3） | |
| 不備事項 | 措置 | | 注意（※2） | 嚴重注意（※2） |
| | 上場会社監査事務所名簿等（注） | | | |

（注）上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所の場合

（※1）品質管理委員会は、措置の検討に当たっては、監査事務所の規模、上場会社監査の有無、実施回数、過年度のレビュー結果などの個別事情に応じて、軽減した措置を決定することができる。【品管細則第10条第3項】

（※2）前回以前の不備事項が、当該レビュー実施年度の指摘事項でも改めて不備事項とされたときは、当該不備事項を重要な不備事項とみなし、措置を決定することができる。【同条第4項】

（※3）極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められたときは、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿にその旨を記載し、その概要を開示する。上場会社監査事務所名簿への登録を取り消したときは、抹消リストにその旨を記載し、その概要を開示する。【会則第93条】

《14. 品質管理レビューの運営》

Q. II-14 品質管理レビューは、どのように運営されているかを説明してください。

A. II-14 品質管理レビューは、品質管理委員会を中心に運営されています。その下部組織として、品質管理審査部会及びレビューチームがあります。品質管理レビューの運営を行う組織名、主な役割、構成及び人員等は、以下のとおりです。

| 組織名 | 主な役割 | 構成及び人員等 |
|-----------------------------------|--|---|
| 品質管理委員会 【会則第 80 条、81 条】 | 品質管理レビュー報告書・改善勧告書等を審議・決定し、それらを監査事務所に対して交付します。(注) | 委員長 1 人（当協会副会長）及び委員 10 人（公認会計士である当協会の会員 7 人及び会員外の有識者 3 人）で構成されています。なお、委員のうち 5 人は品質管理審査部会の部会長を兼任しています。 |
| 品質管理審査部会 【品管細則第 19 条】 | 品質管理レビューの実施状況及び実施結果に関する審査を行い、その結果を品質管理委員会に報告します。 | 五つの審査部会で構成され、各審査部会は、審査部会長 1 人及び品質管理審査員 4 人（いずれも会員）で構成されています。 |
| レビューチーム 【品管細則第 25 条】 | 品質管理レビューに関する基準及び品質管理のレビューに関する手続に従って、監査事務所の監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について調査を行い、その結果に基づき品質管理レビュー報告書及び必要に応じて改善勧告書その他委員会の審議に必要な資料を作成し、委員会に報告します。 | レビューチームには、主席レビューアー、副主席レビューアー、主査レビューアー、スタッフ・レビューアーが置かれています【レビュー手続第 59 項】。 |
| 自主規制モニター会議 【会則第 109 条、第 110 条】 | 品位保持及び監査業務の運営状況の調査その他当協会の自主規制活動に関し、意見を述べ、又は当協会の求めに応じて助言します。 | 理事 1 人、会員外の学識経験を有する者 6 人以内及び会員 1 人の 8 人以内の委員で組織されています。 |

(注) 上記以外に、品質管理レビュー制度における品質管理委員会の職務は、品質管理レビューに関する基準及び手続を立案すること、品質管理レビューを通じて認識した監査事務所又は監査の基準に係る共通の問題点等に関する意見及び品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申することがあります【会則第 80 条第 2 項】。

品質管理委員会は、これらの品質管理レビュー活動の状況を自主規制モニター会議に定期的に報告しています。報告を受けた自主規制モニター会議は、当協会の品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかをモニタリングし、その結果、必要な助言を行い、当協会の品質管理レビュー活動の向上に寄与しています。

《15. 通常レビューにおける報告書等の審査・交付手続》

Q. II-15 通常レビューにおける報告書等の審査・交付手続について説明してください。

A. II-15 通常レビューにおける報告書等の審査・交付手続は、以下のように行われます。

(1) 品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等の審査（品質管理審査部会）

担当主査レビューアーは、通常レビューを実施した結果に基づき品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等を起案し、品質管理審査部会の審査を受けます【レビュー手続第 355 項、第 374 項】。品質管理審査部会は、担当主査レビューアーが起案した品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等を審査し承認します。品質管理審査部会によって承認された品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等は監査事務所に送付されます。

なお、品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案を受領した監査事務所が、監査事務所の主張が十分に検討されていないと思料するときは、極めて重要な不備事項がある実施結果又は重要な不備事項がある実施結果の場合に限って、品質管理審査部会による調査を求める申立て（異議申立て）を行うことができます。

(2) 改善計画書案及び品質管理レビューを実施した結果に基づく措置案等の審査（品質管理審査部会）

極めて重要な不備事項がある実施結果又は重要な不備事項がある実施結果の場合、品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等を受領した監査事務所は、改善計画書（用語説明参照。以下同じ。）案を作成して担当主査レビューアーに送付します。担当主査レビューアーは、当該改善計画書案等の記載内容の妥当性を検討し、必要に応じて監査事務所に修正を依頼し、品質管理レビューを実施した結果に基づく措置案を起案し、品質管理審査部会の審査を受けます。品質管理審査部会は、監査事務所から受領した改善計画書案及び品質管理レビューを実施した結果に基づく措置案等を審査し承認します【品管細則第 19 条第 2 項】。

(3) 改善計画書受理通知書案の審査（品質管理審査部会）

担当主査レビューアーは、以下のような場合には、改善計画書受理通知書案にそれぞれの場合に応じた追加的な記載を行い、品質管理審査部会の審査を受けます。品質管理審査部会は、追加的な記載のある改善計画書受理通知書案を審査し承認します。

- ① 修正を依頼したにもかかわらず監査事務所から妥当と認められる内容の改善計画書案を入手できない場合、改善計画書受理通知書案に改善計画書の内容が妥当であると認められない旨を追加的に記載
- ② 品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合又は監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合でその内容を監査・規律審査会の審査会長に報告（用語説明参照。）する場合には、改善計画書受理通知書案に当該事項について同会長に報告する旨を追加的に記載

なお、追加的な記載がない改善計画書受理通知書案については、品質管理審査部会及び品質管理委員会の審査は不要です。

- (4) 品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案、改善計画書案、品質管理レビューを実施した結果に基づく措置案、追加的な記載のある改善計画書受理通知書案等の審議・決定（品質管理委員会）並びにそれらの交付・通知

品質管理審査部会によって承認された品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案、改善計画書案、品質管理レビューを実施した結果に基づく措置案及び追加的な記載のある改善計画書受理通知書案等は、品質管理委員会において審議・決定されます。

品質管理委員会において審議・決定され正本となった品質管理レビュー報告書及び改善勧告書が監査事務所に交付されます【レビュー手続第 380 項】。

重要な不備事項のない実施結果の品質管理レビュー報告書が交付された場合は、当該品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の交付をもって通常レビューは完了します【レビュー手続第 513 項】。

極めて重要な不備事項がある実施結果又は重要な不備事項がある実施結果の場合は、当該品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を受領した監査事務所は改善計画書正本を作成して担当主査レビューアーに送付します【レビュー基準Ⅲ. 2.(6)、レビュー手続第 512 項】。監査事務所から受領した改善計画書正本の内容が品質管理委員会において承認された改善計画書案に基づいており妥当であることを担当主査レビューアーが確認した後、品質管理レビューを実施した結果に基づく措置の決定通知正本及び改善計画書受理通知書正本が監査事務所に交付されます【レビュー手続第 517 項】。改善計画書受理通知書の交付をもって、当該通常レビューが完了します。

通常レビューにおける報告書等の審査・交付手続は、以下のとおりです。

| 担当主査レビューアー | 品質管理審査部会 | 品質管理委員会 | 監査事務所 |
|--|---|---|--|
| (1) 報告書案等の起案 | (1) 報告書案等の審査・承認 | | (1) 報告書案等の受領(注1) |
| (2) 改善計画書案の受領・検討 | (2) 改善計画書案の審査・承認 | | (2) 改善計画書案の作成 |
| (2) 措置通知案及び(3) 追加的な記載のある改善計画書受理通知書案の起案 | (2) 措置通知案及び(3) 追加的な記載のある改善計画書受理通知書案の審査・承認 | (4) 報告書案等、改善計画書案、措置通知案及び追加的な記載のある改善計画書受理通知書案の審議・決定 (4) 報告書正本等の交付 | (4) 報告書正本等の受領 |
| (4) 改善計画書正本の受領・検討(注2) | | | (4) 改善計画書正本の作成 |
| | | (4) 措置通知正本及び改善計画書受理通知書正本の交付(注) | (4) 措置通知正本及び改善計画書受理通知書正本の受領(通常レビューの完了) |

(注1) 監査事務所が、監査事務所の主張が十分に検討されていないと思料するときは、極めて重要な不備事項がある実施結果又は重要な不備事項がある実施結果の場合に限って、品質管理審査部会による調査を求める申立て(異議申立て)を行うことができます。

(注2) 改善計画書正本の内容が妥当であると認められない場合には、担当主査レビューアーは、改善計画書の内容が妥当であると認められない旨を追加的に記載した改善計画書受理通知書案を起案します。この場合には、品質管理審査部会の審査・承認と品質管理委員会の審議・決定を受けた後に、改善計画書受理通知書が監査事務所に交付されます。

《Ⅲ レビュー結果等の伝達及び第三者への開示》

《1. レビュー報告書等が第三者に非開示とされている理由》

Q. Ⅲ-1 レビュー報告書等については、原則として第三者に開示できないことが定められている理由について説明してください。

A. Ⅲ-1 レビュー報告書、改善勧告書、改善計画書及び改善状況の確認結果報告書については、原則として第三者に開示できないことが定められていますが【品管細則第6条】、この趣旨は、これらの文書が、品質管理レビューの結果としての協会と監査事務所との当事者間の文書であり、レビュー現場でのコミュニケーション等を通じた当事者双方の共通の認識があって初めて正しく理解されると考えられるためです。

したがって、現行制度の下では、監査事務所は、品質管理レビューの結果として、レビュー報告書等を第三者に開示することは原則として認められていません。

しかし、以下の場合には、例外的に開示が認められることとなっています。

- 一 会員としての業務に関連する訴訟手続の過程で証拠として提出するとき。
- 二 会員としての業務に関連する法令に基づき、質問、調査又は検査に応じるとき。
- 三 品質管理委員会が相当の理由があると認めたとき。

《2. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達の必要性》

Q. Ⅲ-2 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達は、なぜ必要なのかを説明してください。

A. Ⅲ-2 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達は、監査役等が会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たり、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を把握するために必要となります。

公益社団法人日本監査役協会と当協会が公表している[「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」](#)において「4. 連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」として、「監査人に関する重要な事項(第三者によるレビュー・検査の結果等を含む。)」を挙げています。

当協会は、監査役等とのコミュニケーションの一環として、品質管理レビューの結果の概要を監査役等へ提供し、監査事務所の品質管理の状況について監査役等と積極的にコミュニケーションを行い、両者のより一層の連携を図るため、[監基報 260「監査役等とのコミュニケーション」](#)を以下のとおり改正しています。

- ・ 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務を明確化(2015年5月改正)
- ・ 品質管理レビュー結果に関する監査役等への伝達事項には、個別の監査業務における品質管理に係る極めて重要な不備事項、重要な不備事項及び不備事項の有無、その領域及び全般的な傾向が含まれることを明確化(2019年2月及び2020年8月改正)

《3. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達事項》

Q. III-3 監基報 260 で求められている品質管理レビューの結果等の伝達事項について説明してください。

A. III-3 監査人は、少なくとも、公認会計士法上の大会社等の監査、会計監査人設置会社の監査、信用金庫・信用協同組合・労働金庫の監査のいずれかに該当する監査の場合は、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面で伝達しなければなりません。これには、規制当局又は当協会による懲戒処分等の内容、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果が含まれます【監基報 260 第 16 項】。

監基報 260「監査役等とのコミュニケーション」では、品質管理レビューの結果を監査事務所が受領した場合の監査役等への伝達事項に、個別の監査業務における品質管理に関する極めて重要な不備事項、重要な不備事項及び不備事項の有無、その領域及び全般的な傾向が含まれることを明確にしています。なお、領域とは、例えば、「監査証拠」、「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」、「会計上の見積りの監査」などの改善勧告事項の区分をいいます。また、全般的な傾向とは、例えば、「企業が作成した情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない。」など改善勧告事項の主な内容がこれに当たります。

会計監査人設置会社には、会社法上の会計監査人設置会社のほか、法令により、会計監査人に監査役等に対して監査人の職務の遂行に関する事項の通知義務が定められている場合が含まれます。監査人は、法令により求められている監査役等に対する監査人の職務の遂行に関する事項の通知をするため、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に伝達します【監基報 260A29 項】。

規制当局又は当協会による懲戒処分等には、金融庁による懲戒処分若しくは指示、当協会による懲戒処分又は公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）の勧告があります。これには、監査事務所又は監査事務所に所属する社員等又は専門職員を対象とするものを含みますが、監査事務所の業務に関連しない個人の非違行為を原因とするものを除きます。懲戒処分等を受けた場合には、遅滞なく以下の事項を伝達します【監基報 260A30 項】。

- (1) 懲戒処分等について通知、指示又は勧告があった日
- (2) 懲戒処分等の対象、内容及び理由

監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果については、監査契約の新規締結又は更新に際して、直近の状況に基づき以下の事項を伝達し、監査期間中にレビュー又は検査の結果を受領した場合には、個々の状況に応じて適宜伝達することが適切であるとされています【監基報 260A31 項】。

- (1) 当協会の品質管理レビュー（日本公認会計士協会会則に基づく通常レビュー及び特別レビューをいう。以下同じ。）
 - ① 対象となるレビュー報告書等
 - (ア) 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付（過去に受領していない場合はその旨）
 - (イ) 改善状況の確認結果報告書の日付（(ア)に関連付けて記載する。）

② ①のレビュー報告書等の内容及び対応状況

- (ア) 品質管理レビュー（改善状況の確認を除く。）の実施結果及びその結果に基づく措置
- (イ) 改善状況の確認結果（改善の不十分な事項のある確認結果の場合にはその内容を含む。）及びその結果に基づく措置
- (ウ) 監査事務所又は個別の監査業務における品質管理に関する極めて重要な不備事項、重要な不備事項及び不備事項の有無、当該事項があった場合は、その内容の要約（個別の監査業務における品質管理に係る極めて重要な不備事項、重要な不備事項及び不備事項については、その領域及び全般的な傾向）及び監査事務所の対応状況
- (エ) 品質管理レビューの対象業務として選定されたかどうかの事実
- (オ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項の有無、当該事項があったときは、その内容の要約及び対応状況

(2) 公認会計士・監査審査会の検査

① 対象となる検査結果通知書

直近の検査結果通知書の日付（過去に受領していない場合にはその旨）

② ①の通知書の内容及び対応状況

- (ア) 監査事務所の業務運営に関する総合評価
- (イ) 監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の内容等（注）並びに監査事務所の対応状況
- (ウ) 検査の対象業務として選定されたかどうかの事実
- (エ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する不備の有無、不備があったときは、その内容及び対応状況

（注）検査結果通知書の「特に留意すべき事項」については、内容をそのまま伝達することが要請されています（審査会「令和2年版モニタリングレポート」Ⅱ1(7)

⑤ 2020年7月）。

なお、海外の規制当局の検査を受けている場合は、当該規制当局の監督対象になる監査業務の監査役等に対して、当該規制当局の定める検査結果の開示に関する規制の範囲内において、当該検査結果を伝達することが適切とされています。

《4. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達に関する事前承諾》

Q. III-4 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達に関する事前承諾について説明してください。

A. III-4 監査人が監基報 260 に準拠して品質管理レビューの結果を監査役等に伝達することは、品質管理レビュー報告書等そのものの開示・提供ではないため、監査人は、品管細則第6条第2項（3）の規定による品質管理委員会の承認を求める必要はありません。

また、監査人が監基報 260 第 16 項に基づくコミュニケーションを被監査会社の経営者、親会社又は子会社の監査役等、若しくは社外取締役その他の非業務執行役員に対して行う場合においても、事前承諾の必要はありません（[「監査基準委員会報告書 260 の改正に伴う監査役等への品質管理レビューの結果の伝達に関する留意点」](#) 2015 年 5 月 29 日）。

なお、審査会の検査結果を監査役等へ伝達する際には、以下に留意する必要があります。審査会の検査結果通知書は非公表とされており、検査結果等の第三者開示については、原則として、審査会による事前承諾が必要とされています。

ただし、以下の場合、事前承諾は不要とされています（審査会「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」III 1（2015 年 4 月））。

- ① 当協会の品質管理委員会に提出する場合
- ② 被監査会社の監査役等(注)に対して「監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要」、「被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容」を開示する場合

また、検査実施中は、検査受検の有無を含め、原則として開示は認められていません（審査会「監査事務所検査結果事例集」2020 年 7 月）。

(注) 被監査会社の経営者、親会社又は子会社の監査役等、若しくは社外取締役その他の非業務執行役員に対して行う場合には、審査会に事前承諾を得ることが必要とされています（審査会「検査結果等の第三者への開示について」（2015 年 6 月 11 日）、「検査結果等の第三者への開示に関する Q&A」（2015 年 6 月 11 日））。

《5. 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示することを可能とする理由》

Q. III-5 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示することを可能としている理由について説明してください。

A. III-5 被監査会社の監査役等は、Q III-2からQ III-4においても記載のとおり、監基報260に基づき自社の監査を実施する監査事務所から品質管理レビューの結果の伝達を受けることができるものの、自社の監査を実施する監査事務所以外の監査事務所の品質管理レビュー結果の概要を知ることは原則として困難であり、また、被監査会社の監査役等以外の第三者は、監査事務所の品質管理レビュー結果の概要を知ることは原則として困難な状況にありました。しかし、昨今の会計不祥事の発生に関連して、社会から公認会計士監査の透明性及び監査の品質の向上が求められる状況において、自主規制機関である当協会は、品質管理レビュー制度を運用することを通じて、監査事務所の品質管理のシステムや個々の監査業務の品質管理を適切に評価し、必要に応じて指導及び監督を実施していることを、社会に対して説明する一方、監査事務所が、自らの品質管理のシステムの整備・運用状況の概要について、自主的かつ積極的に情報開示を充実・強化することが、監査の品質及び透明性の向上に資することから、品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示することを可能としています【品管細則第7条】。

なお、品質管理レビュー報告書等について、原則として第三者に開示できない【品管細則第6条】とされている状況に変更はありません。

《6. 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合の開示内容》

Q. III-6 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合の開示内容について説明してください。

A. III-6 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合の開示内容は、以下のとおりです。

(1) 対象となるレビュー報告書等に係る次に掲げる事項

ア 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の交付日付

イ 改善状況の確認を受けた監査事務所にあつては、直近の確認結果報告書の交付日付

(2) 前号のレビュー報告書等の内容及び対応状況に係る次に掲げる事項

ア 品質管理レビューの実施結果及び当該結果に基づく措置

イ 改善状況の確認を受けた監査事務所にあつては、改善状況の確認結果及び当該結果に基づく措置

ウ 品質管理レビューの実施結果において極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項の有無、及び当該事項があった場合は、当該内容の要約及び監査事務所の対応状況

なお、監査事務所は、上記(1)及び(2)に掲げる事項について、自己に不利益な記載を省略する等の記載内容の選別を行ってはならないとされています【品管細則第7条第2項】。

《7. 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合の開示方法》

Q. III-7 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合の開示方法について説明してください。

A. III-7 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合は、監査事務所が作成する監査品質に関する報告書等において開示し、第三者が正確に理解できるよう、品質管理レビュー制度の概要とともに記載することとされています【品管細則第7条第4項】。

《8. 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合の開示の時期等》

Q. III-8 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合の開示の時期等について説明してください。

A. III-8 品質管理レビュー結果の概要を第三者に開示する場合の開示の時期は、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書又は改善状況の確認結果報告書の正本の受領日以後とされています。また、監査事務所は、上記の正本の受領日前において、品質管理レビューの実施の有無を開示してはならないとされています【品管細則第7条第3項】。

《IV 上場会社監査事務所登録制度》

《1. 品質管理レビュー制度と上場会社監査事務所登録制度の関係》

Q. IV-1 品質管理レビュー制度と上場会社監査事務所登録制度の関係を説明してください。

A. IV-1 当協会は、監査業務の公共性に鑑み、当協会会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、品質管理委員会を設置して1999年度より品質管理レビューを運用しています。

また、当協会は上場会社と監査契約を締結している監査事務所（以下「上場会社監査事務所」という。）の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、2007年度から品質管理委員会に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リスト（用語説明参照。以下同じ。）を備え、広く一般に公開しています。これらの名簿への登録の可否や上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度（上場会社監査事務所登録制度）として運用されています（詳細はQ II-13 及びQ V-2 からQ V-6 参照）。

上場会社監査事務所登録制度の整備・運用に当たっては、会則、上場細則等に基づいて行うこととされています。

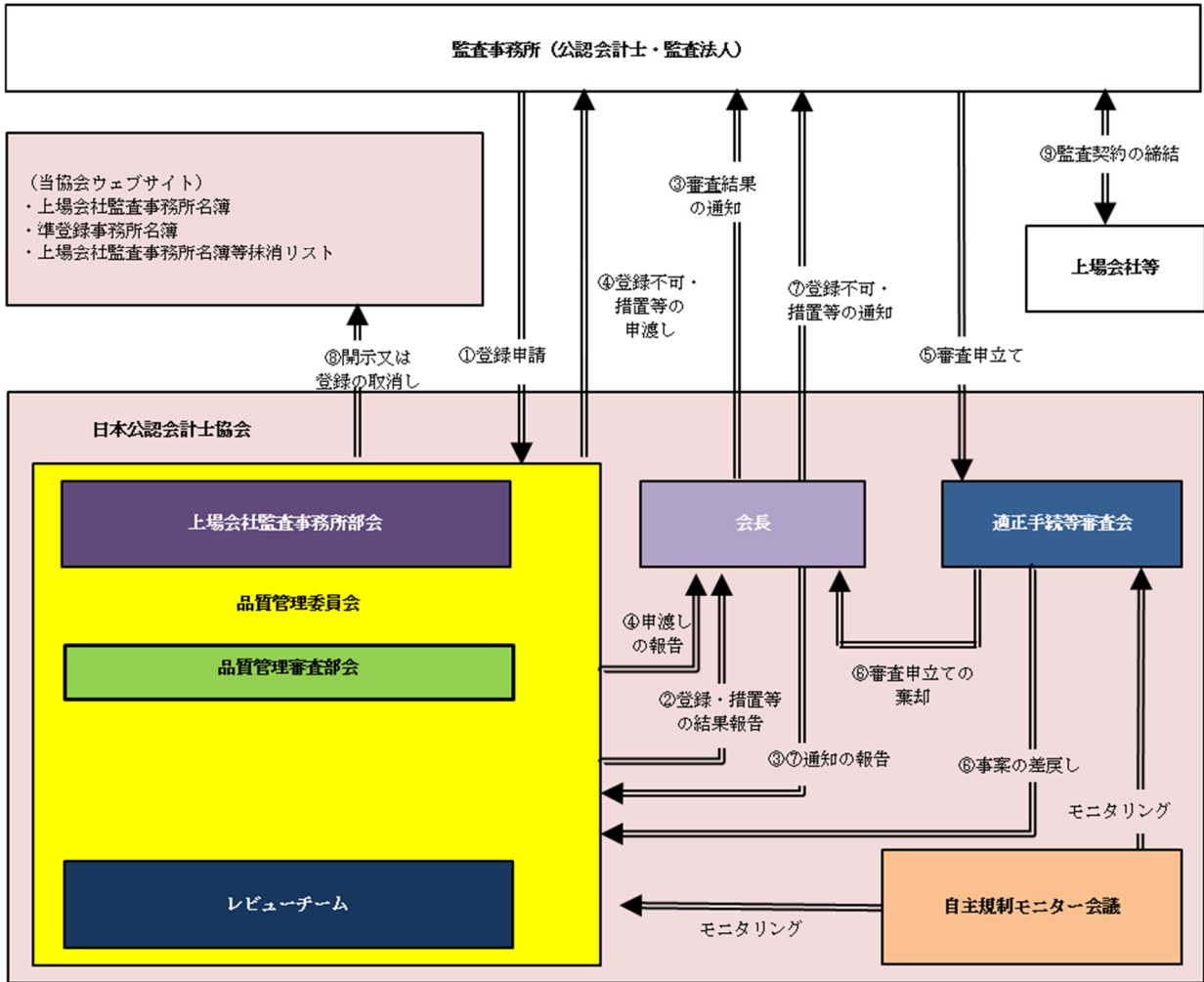
《2. 上場会社監査事務所登録制度》

Q. IV-2 上場会社監査事務所登録制度について説明してください。

A. IV-2 上場会社監査事務所登録制度は、以下の図のとおりです。

なお、審査申立ての制度及び適正手続等審査会の詳細については、QIV-7をご参照ください。

図【上場会社監査事務所登録制度】



(注)

- ① 登録申請(会則第 87 条、第 88 条、第 89 条)
例えば、新たに上場会社との監査契約を予定している場合、当該監査契約を締結する前に準登録事務所名簿への登録を申請しなければならない(QIV-3~QIV-5を参照)。
- ② 登録・措置等の結果報告(会則第 100 条第 1 項)
品質管理委員会は、登録申請に基づく登録の可否のほか、品質管理レビューを実施した結果に基づく上場会社監査事務所制度上の措置の決定、名簿再登録制限者の指定などを会長に報告する。
- ③ 審査結果の通知及び報告(会則第 100 条第 3 項)
会長は、②の報告を受けた場合は、その旨を監査事務所又は会員に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告する。
ただし、審査結果が以下に掲げる事項であった場合は、通知に先立ち、④のフローに移行する。
ア. 上場会社監査事務所名簿等への登録を認めない決定
イ. 上場会社監査事務所名簿等からの登録の取消しの措置の決定
ウ. 名簿再登録制限者の指定(金融庁長官の行う懲戒処分等を受けたことを理由とするものに限る。)
エ. 名簿再登録制限者の指定解除の取消し
- ④ 登録不可・措置等の申渡し及び報告(会則第 100 条第 2 項)

品質管理委員会は、③アからエまでの決定をしたときは、当該決定の対象となる監査事務所又は会員にその旨を申し渡し、申し渡した旨を会長に報告する。

- ⑤ 審査申立て(会則第 102 条)
④の申渡しを受けた監査事務所又は会員は、決定に一定の事由があるときは、適正手続等審査会に審査申立てをすることができる。
- ⑥ 事案の差戻し又は審査申立ての棄却(会則第 103 条)
適正手続等審査会は、審査の結果、⑤の審査申立てが理由があると認めるときは、審査に係る事案を品質管理委員会に差し戻す。審査申立てに理由があると認めないときは、審査申立てが棄却される(⑦に移行)。
- ⑦ 登録不可・措置等の通知及び報告(会則第 100 条第4項)
会長は、④の申渡しに係る申立期間の経過、又は⑤の審査申立てに係る審査の終了に伴い、品質管理委員会の決定が確定した場合は、当該決定の対象となる監査事務所又は会員に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告する。
- ⑧ 開示(会則第 84 条第 2 項第3号)又は登録の取消し(会則第 92 条第3項)
監査事務所又は会員からの登録申請について、登録を認める決定をした場合は、開示が行われる。
上場会社監査事務所登録制度上の措置として、「登録の取消し」の措置が講じられた場合は、名簿からの登録が取り消され、その概要が抹消リストに開示される。
- ⑨ 監査契約の締結(会則第 87 条第1項)
登録申請が認められ、準登録事務所名簿に登録された監査事務所が、上場会社と監査契約を締結したときは、上場会社監査事務所名簿への登録を申請しなければならない。

上場会社監査事務所制度の運営を行う組織名と主な役割は、以下のとおりです。

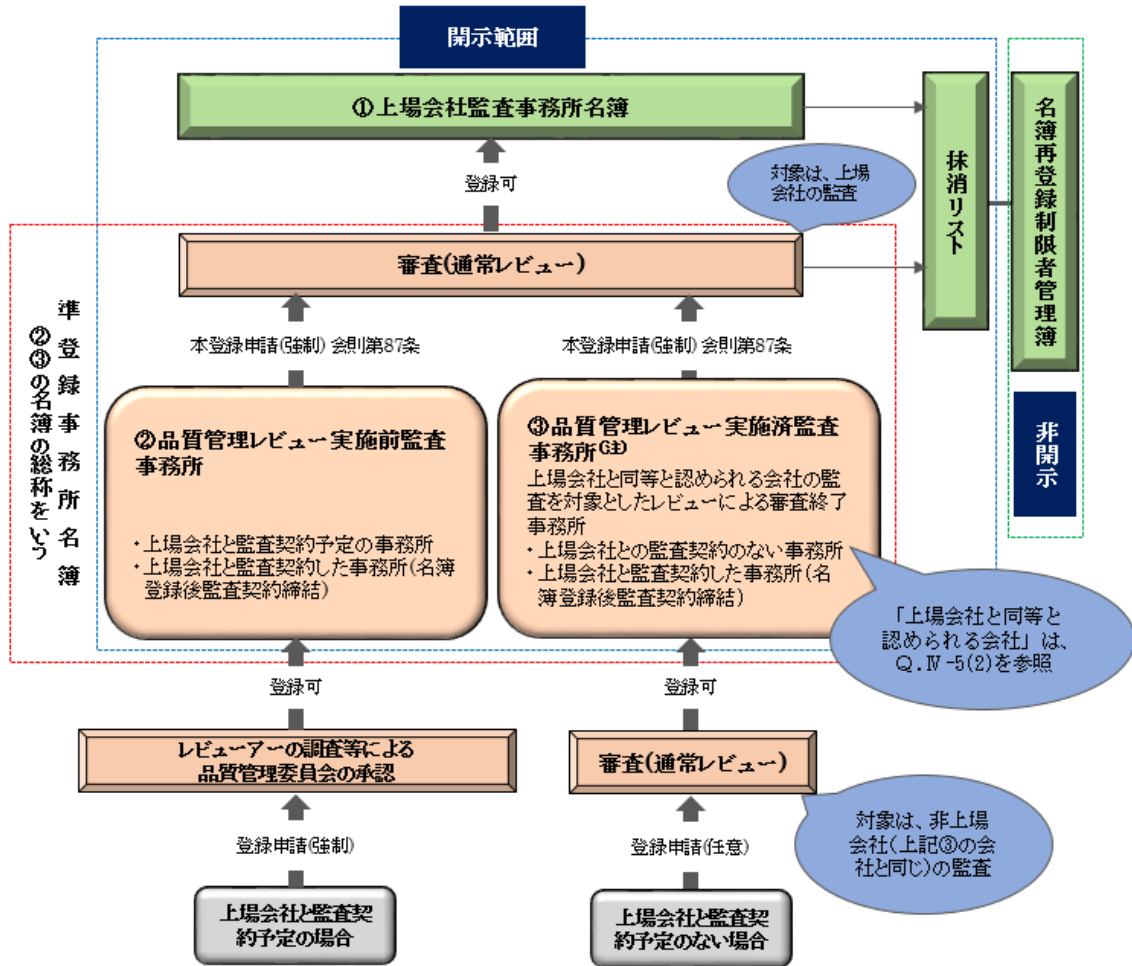
| 組織名 | 主な役割 |
|--|---|
| 品質管理委員会 【会則第 80 条第 2 項】 | 上場会社監査事務所及び準登録事務所の登録に関する事項について、審査、決定その他取扱いを行います（第 3 号）。 名簿再登録制限者の指定、指定解除及び指定解除の取消しを決定します（第 4 号）。 |
| 上場会社監査事務所部会 【会則第 84 条第 2 項】 | 上場会社及び上場会社監査事務所に関する情報を収集し、又は分析し、品質管理レビューの実施に役立てます。 また、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストを備え、これらを開示するほか、名簿再登録制限者管理簿を備えます。 その他上場会社監査事務所の指導及び監督に資する職務を行います。 |
| 品質管理審査部会 【品管細則第 19 条】 | 上場会社監査事務所名簿への登録及び準登録事務所名簿への登録に関する事項（措置案を含む。）の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告します。 |
| レビューチーム 【品管細則第 25 条】 | 委員会の指示に基づき、監査事務所の監査の品質管理状況について「品質管理レビュー」又は会則第 88 条第 2 項の審査に係る調査（上場会社監査事務所登録細則第 11 条）を行い、その結果に基づき上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置案を品質管理審査部会に起案します。 |
| 適正手続等審査会 【会則第 102 条、第 107 条】 | 上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿において登録を認めない場合及び登録の取消し並びに名簿再登録制限者の指定、指定解除の取消しなどの措置について、関係会員からの審査申立てを受け付け、審査を行います。 |
| 自主規制モニター会議 【会則第 109 条】 | 上場会社監査事務所登録制度を含めた、協会の自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、もって公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、自主規制活動に対して意見を述べ、必要に応じて助言を行う機関です。 |

《3. 上場会社監査事務所名簿等への登録の流れ》

Q. IV-3 上場会社監査事務所名簿等への登録の流れについて説明してください。

A. IV-3 上場会社監査事務所名簿等への登録の流れは、以下の図のとおりです（詳細はQIV-4～QIV-6参照）。

図【上場会社監査事務所名簿等への登録の流れ】



(注) 品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録された監査事務所は、品管細則第3条第2項に基づき、通常レビューを受ける。

《4. 上場会社監査事務所名簿への登録の審査》

Q. IV-4 上場会社監査事務所名簿への登録の審査について説明してください。

A. IV-4 上場会社を監査する監査事務所は、上場会社監査事務所部会への登録申請が義務付けられており、上場会社監査事務所名簿に登録するためには、通常レビューを受けなければなりません。

準登録事務所名簿に登録されている監査事務所が、新たに上場会社と監査契約を締結したときは、品質管理委員会に、上場会社監査事務所名簿への登録を申請しなければなりません【会則第 87 条】。

品質管理委員会は、品質管理審査部会の審査結果の報告に基づき、当該監査事務所の上場会社監査事務所名簿への登録の可否案及び上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置案を審議し、その結果を会長に報告します。当該報告を受けた会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置内容等の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告します。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を反映することになります【会則第 100 条】。

品質管理委員会は、次のいずれかの基準に該当する場合には、登録の申請があった監査事務所の登録を認めません【上場細則第 12 条】。

- ① 正当な理由なく品質管理レビューを拒否し、又は品質管理レビューに協力しなかった場合
- ② 品質管理レビューを実施した結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められたことにより、以下のア又はイの措置が決定された場合
 - ア. 嚴重注意
 - イ. 監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部の辞退勧告

品質管理委員会は、登録を認めない決定をした場合において、当該決定に関し当該監査事務所にその旨を通知した旨を会長から報告を受け、かつ、その効力が生じたときは、当該上場会社監査事務所を抹消リストに記載し、その名称、申請を認めなかった旨その他細則で定める事項を開示します【会則第 87 条第 4 項、上場細則第 3 条第 3 項】。

《5. 準登録事務所名簿への登録の審査》

Q. IV-5 準登録事務所名簿への登録の審査について説明してください。

A. IV-5 上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所の場合には、準登録事務所名簿に登録後に上場会社と監査契約を締結しなければなりません。

準登録事務所名簿への登録申請の方法は、以下に掲げる二つの方法があります。

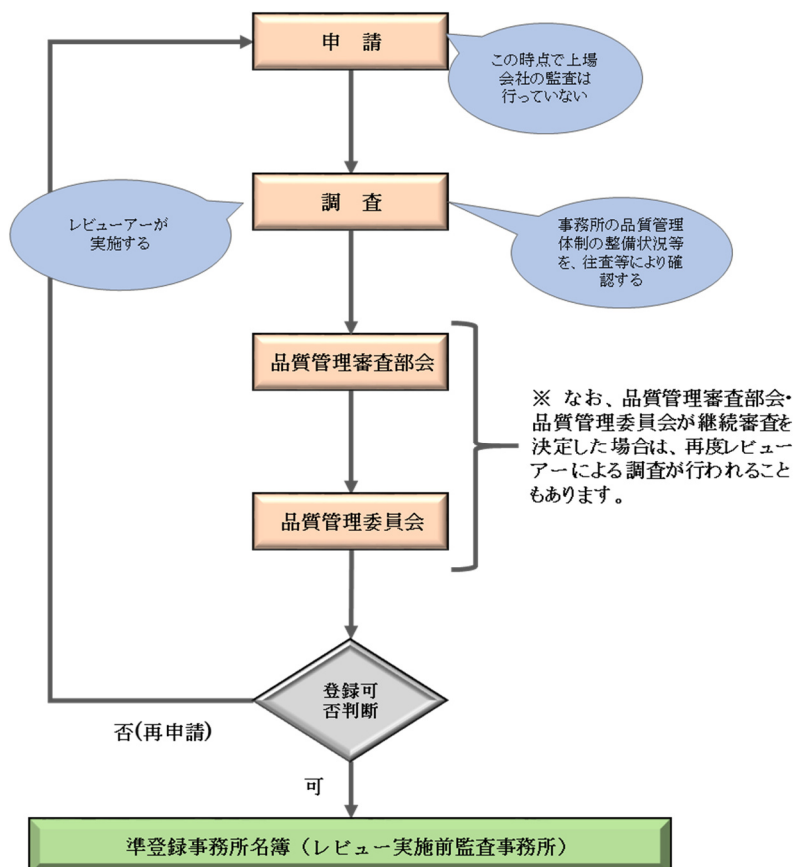
(1) 上場会社との監査契約を予定している場合の審査【会則第88条】

上場会社との監査契約を予定している監査事務所から、準登録事務所名簿への登録の申請があった場合には、以下のフローにて審査が行われます。

- ① 提出された申請書類の確認
- ② 品質管理レビューチームによる、当該監査事務所の品質管理の体制を確認するための調査【上場細則第11条】
- ③ ②の調査結果に基づく、品質管理委員会（品質管理審査部会）の審議

委員会の審議を受け、準登録事務所名簿への登録を認められた監査事務所は、「品質管理レビュー実施前監査事務所」として、準登録事務所名簿に登録されます【会則第88条第3項】。フローの全体像は、図1のとおりです。

図1 【新たに上場会社との監査契約を予定している監査事務所の準登録事務所名簿への登録の申請フロー】



(2) 上場会社との具体的な監査契約の予定はないものの、今後上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている場合の審査【会則第 89 条】

上場会社との具体的な監査契約の予定はないものの、今後上場会社の監査を行う意向があり、「上場会社と同等と認められる会社」の監査を行っている監査事務所から、準登録事務所名簿への登録の申請があった場合には、以下のフローにて審査が行われます。

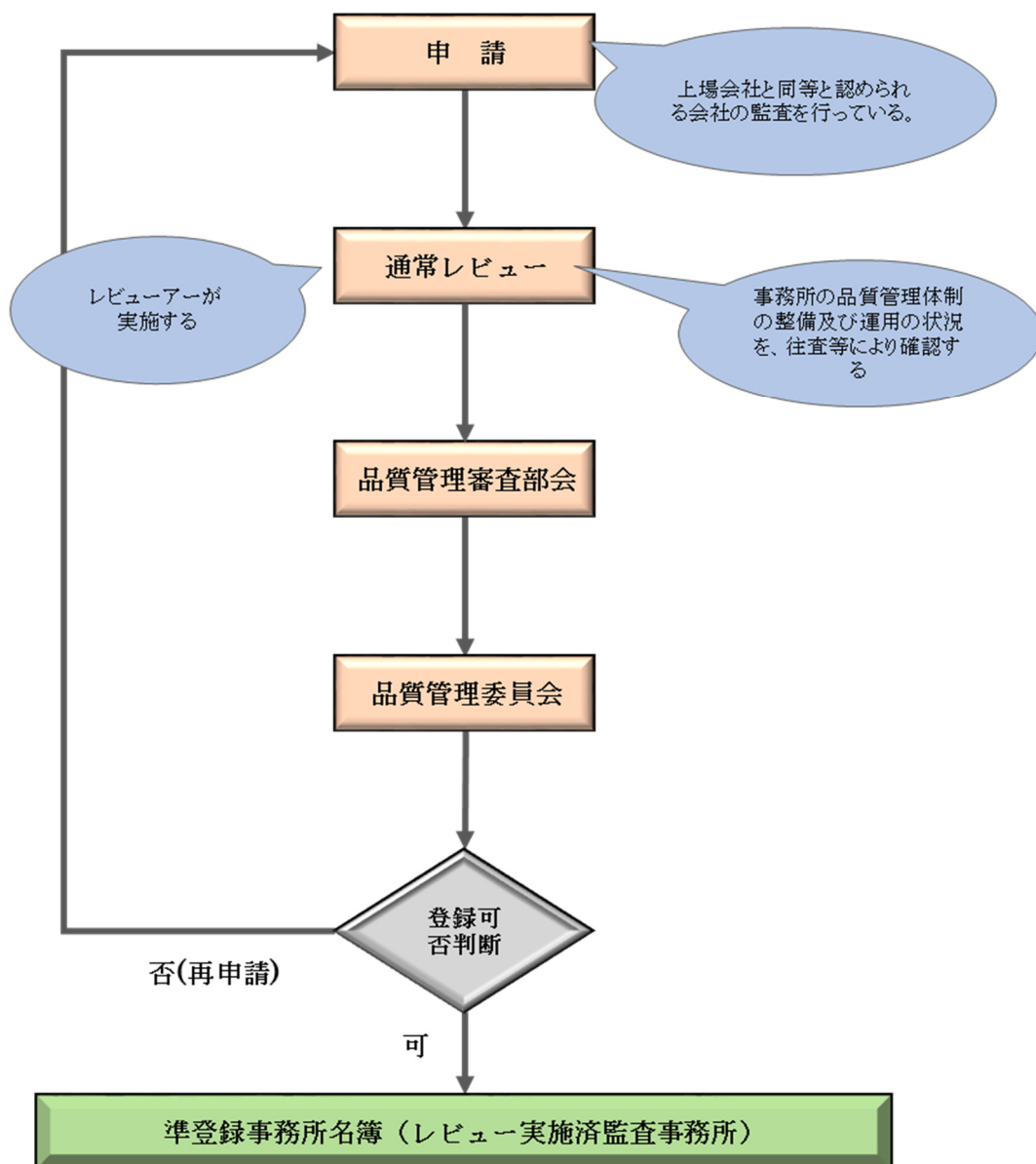
- ① 提出された申請書類の確認
- ② 通常レビューの実施
- ③ ②の通常レビューの実施状況及び実施結果に基づく、品質管理委員会（品質管理審査部会）の審議

なお、「上場会社と同等と認められる会社」とは、以下の①～⑥までに掲げる会社等を指します。なお、①から⑤までの会社等については、公認会計士法第 24 条の 2 及び公認会計士法施行令第 8 条から第 9 条までに規定されている大会社等を指します。

- ①会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が 100 億円未満であり、かつ、負債の部に計上した額の合計額が 1,000 億円未満の者を除く。）
- ②金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により監査証明を受けなければならない者（公認会計士法施行令（昭和 27 年政令第 343 号）第 9 条各号のいずれかに該当する者又は金融商品取引所に上場している者を除く。）
- ③銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行
- ④長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 2 条に規定する長期信用銀行
- ⑤保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する保険会社
- ⑥会社法第 2 条第 11 号に規定する会計監査人設置会社で、売上高が 10 億円以上の者

委員会の審議を受け、準登録事務所名簿への登録を認められた監査事務所は、「品質管理レビュー実施済監査事務所」として、準登録事務所名簿に登録されます【会則第 89 条第 3 項】。フローの全体図は、図 2 のとおりです。

図2 【上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている監査事務所の準登録事務所名簿への登録の申請フロー】



《6. 名簿再登録制限者管理簿》

Q. IV-6 名簿再登録制限者管理簿について説明してください。

A. IV-6 品質管理委員会は、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置、一定の行政処分又は当協会の懲戒処分により監査事務所が抹消リストに記載された場合、又は、上場会社の監査業務に起因して業務執行責任者が一定の行政処分又は当協会の懲戒処分を受けた場合に、監査事務所、監査事務所の代表者、監査業務執行責任者等を「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者」（以下「名簿再登録制限者」という。）として指定し、「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者管理簿」（以下「名簿再登録制限者管理簿」という。）に、名簿再登録制限者として指定した者を掲載します。

なお、名簿再登録制限者管理簿は、開示されません【上場細則第25条第1項】。名簿再登録制限者管理簿に掲載されているか否かについて、品質管理委員会は会員本人からの申請があれば、申請者分について、申請者本人及び申請者の指定する者に証明書を交付します【上場細則第25条第2項及び第3項】。

上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所は、名簿再登録制限者に指定された会員を、上場会社の監査業務の業務執行責任者、上場会社の監査業務に係る審査を行う者その他上場会社の監査業務の重要な決定及び判断を行う者とする事は認められていません【会則第97条】。

名簿再登録制限者として指定された会員は、名簿再登録制限者に指定された後に実施した上場会社と同等と認められる会社の監査業務がある場合は、当該監査業務について品質管理レビューを受け改善が確認されたとき、所定の監査契約がない場合は、名簿再登録制限者に指定された年度後5年間継続して継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位を取得したときに、品質管理委員会に指定の解除を申請し、指定の解除を受けることができます【上場細則第26条】。

《7. 上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿の登録又は措置に係る審査申立て》

Q. IV-7 上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿の登録又は措置に係る審査申立ての制度について、説明してください。

A. IV-7 監査事務所は、品質管理委員会が以下の決定を行った場合、適正手続等審査会に審査申立てを行うことができます【会則第 102 条】。

- ① 上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定【会則第 100 条第 2 項第 1 号】
- ② 監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部の辞退勧告が決定されたことに伴う、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿からの登録の取消しの決定【会則第 100 条第 2 項第 2 号】
- ③ 金融庁長官の行う懲戒処分等を受けたことに伴う、名簿再登録制限者の指定【会則第 100 条第 2 項第 3 号】
- ④ 名簿再登録制限者の指定を解除した後に、新たな事実が判明した場合における指定解除の取消し【会則第 100 条第 2 項第 4 号】

上記①から④までを品質管理委員会が決定した場合、品質管理委員会は、当該決定の対象となる監査事務所等にその旨を申し渡します【会則第 100 条第 2 項】。

申渡しを受けた会員は、以下の表の左欄に掲げる事由があることを理由として、申渡しを受けた日から 30 日以内に、右欄に掲げる事項を記載した申立書を提出することにより、審査申立てを行うことができます【会則第 107 条に準用する会則第 102 条第 1 項～第 3 項】。

| | |
|-------------------------------|---|
| 品質管理委員会の決定に影響を及ぼす手続違反がある場合 | 品質管理委員会の決定に係る手続違反及びその手続違反が明らかに品質管理委員会の決定に影響を及ぼすと判断する根拠 |
| 品質管理委員会の決定に影響を及ぼす重大な事実誤認がある場合 | 品質管理委員会の決定に記載された事実であって明らかに品質管理委員会の決定に影響を及ぼすべき誤認があると判断する根拠 |
| 品質管理委員会の決定に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合 | 新たに判明した事実及びその事実が明らかに品質管理委員会の決定に影響を及ぼすべきものであると判断する根拠 |

適正手続等審査会は、会員 2 人及び会員外の学識経験者 3 人で組織されており、審査の結果、審査申立てに理由があると認めるときは審査に係る事案を品質管理委員会に差し戻し、これを認めないときは審査申立てを棄却します【会則第 103 条、会則第 104 条第 2 項】。

会長は、申立期間の経過又は審査申立てに係る審査の終了により、品質管理委員会の決定が確定したときは、監査事務所にその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告します【会則第 100 条第 4 項】。

品質管理委員会の決定事項は、会長が監査事務所に通知した時からその効力を生じます【会則第 100 条第 5 項】。

《8. 各金融商品取引所における上場会社監査事務所登録制度の利用》

Q. IV-8 各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、上場会社監査事務所登録制度がどのように利用されているかを説明してください。

A. IV-8 各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての監査人は上場会社監査事務所名簿へ登録された監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の内、品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならず、既存の上場会社については上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でないといけない、とされています。

例えば、東京証券取引所の場合は、有価証券上場規程第 205 条第 7 号の 2、第 441 条の 3 などが、これに該当します。

《V 品質管理レビュー制度等の2020年度改正》

《1. 2020年7月から適用されている品質管理レビュー制度》

Q. V-1 2020年7月から適用されている品質管理レビュー制度に関する主な変更内容を説明してください。

A. V-1 品質管理レビュー制度及びこれに組み込んだ制度として運用している上場会社監査事務所登録制度に関する主な変更内容は、以下のとおりです。

なお、2020年7月1日から新制度に基づく品質管理レビューが実施されます。

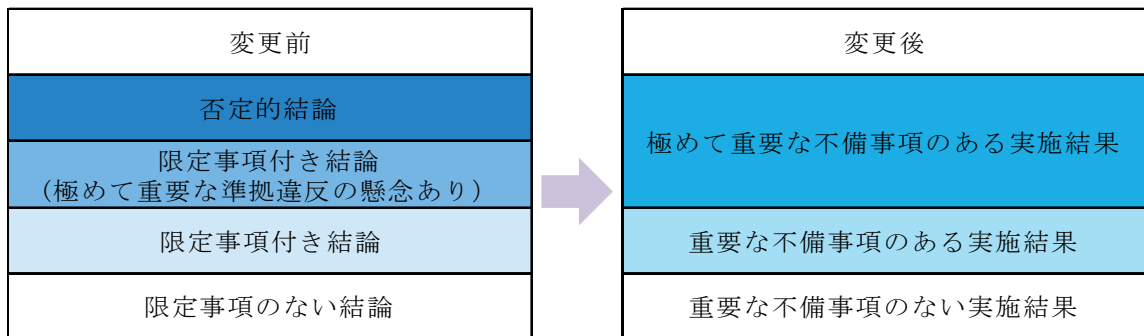
(1) 品質管理レビュー制度関係

① 通常レビューの実施結果と改善勧告事項への対応の見直し

ア. 通常レビューの実施結果

「品質管理レビュー報告書」において、現行制度の通常レビューの結論の種類（「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」）を廃止して、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用状況について、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」の有無に関するレビューの実施結果を記載するように改めました。

【通常レビューの実施結果の新旧対比】



イ. 改善勧告事項への対応（改善計画書の作成）

極めて重要な不備事項又は重要な不備事項のある実施結果となった場合には、監査事務所による改善計画書の作成を必要とする一方、重要な不備事項のない実施結果の場合には、監査事務所の自主的な改善を尊重して、改善計画書の作成を不要としました。

② 改善勧告事項に関する改善措置の状況の確認方法の見直し

従来フォローアップ・レビューを廃止し、通常レビューを実施した結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項のある実施結果となった場合は、原則として、翌年度に通常レビュー又は改善状況の確認を実施して必要な指導を行う一方、重要な不備事項のない実施結果の場合には、監査事務所の自主的な改善を尊重し、原則として、書面による改善状況の報告を受けた上で、改善不十分の懸念があるときには、通常レ

ビュー又は改善状況の確認を実施するように改めました。

③ 特別レビューの実効化のための要件緩和

特別レビューの実施要件を緩和して再構成し、監査意見表明前後を問わず、品質管理委員会が必要と認めた場合において、品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等を適時に確認することが可能なレビューに改めました。

④ 通常レビューの頻度の柔軟化

通常レビューの実施頻度を3年に一度とする原則は保持した上で、品質管理委員会の判断によって、翌年度に連続してレビューを実施することを可能とする一方で、最長で5年に一度の頻度でレビューを実施することを可能としました。

⑤ 品質管理委員会から他委員会等へのフィードバック機能の強化

品質管理委員会の職務として品質管理レビューを通じて認識した監査事務所及び監査の基準の共通の問題点等に関する意見を会長に具申することができるように改めました。

(2) 上場会社監査事務所登録制度関係

① 上場会社監査事務所部会の職務の明確化とオフサイトモニタリング機能の強化

上場会社監査事務所名簿を管理していた「上場会社監査事務所部会」に部会員を配置した上で、上場会社監査に係る情報センターとしての機能を新たに付加して、上場会社及び上場会社監査事務所に関する情報の収集・分析をより積極的に行うことができるように準備を進めています。

② 上場会社監査事務所名簿等登録事務所に関する不備事項の開示の拡充

従来の制度上、監査事務所に対する措置として、限定事項付き結論（極めて重要な準拠違反の懸念あり）の場合等においては、限定事項の概要を上場会社監査事務所名簿で開示していました。

新制度においては、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」が認められた場合に、その概要を上場会社監査事務所名簿に開示することに改めました。

③ 新たに上場会社の監査を希望する監査事務所に対する審査

新たに上場会社の監査を希望する監査事務所の準登録事務所名簿への登録を認めるか否かの審査に当たっては、従来の制度上、書類審査、必要と認めた場合に面談等を実施し、準登録事務所登録審査部会が審査していましたが、新制度においては、レビューアールが、上場会社の監査を実施するだけの十分な品質管理のシステムが整備されているかどうかを調査し、必要に応じて指導を行った結果を踏まえて、品質管理審査部会が審査することに改めました。

《2. 当協会の自主規制に係る組織体制》

Q. V-2 当協会の自主規制に係る組織体制に関する主な変更内容を説明してください。

A. V-2 当協会は、Q V-1に記載のとおり、品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の改善を図りましたが、両制度のモニタリング機関等の自主規制全体に係る組織体制についても、透明性の向上等を図るため、以下のとおり見直しを行いました。2019年10月1日から新たな自主規制体制で運用しています。

(1) 自主規制モニター会議の設置

当協会の自主規制に係る制度が適切に機能し、社会からの更なる理解が得られるものとなるよう、品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度それぞれに設置していたモニタリング機関（前者は「品質管理審議会」、後者は「監査業務モニター会議」）に代えて、当協会の自主規制活動全般の運営状況をモニタリングし、大局的な視点から意見を述べ、助言を行う機関として、「自主規制モニター会議」を設置しました。

自主規制モニター会議の議事要旨等については、当協会ウェブサイト（ホーム＞協会について＞協会の活動＞自主規制の取組み＞[6. 自主規制のモニタリング](#)）において公表しています。

(2) 適正手続等審査会の設置

会員に対する処分・措置に関する審査機能の専門性向上、判断の衡平性確保等を図るため、品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度それぞれに設置していた不服審査機関（前者は「上場会社監査事務所登録・措置不服審査会」、後者は「不服審査会」）の審査機能を一本化し、「適正手続等審査会」を設置しました。

《用語説明》

《1. 品質管理レビュー制度に関する用語》

| | |
|--|--|
| <p>品質管理の基準 【レビュー基準Ⅰ.序文、 レビュー手続第9項】</p> | <p>品質管理の基準とは、公認会計士法等の諸法令、監査基準、監査における不正リスク対応基準（法令により準拠が求められている場合）、監査に関する品質管理基準及び日本公認会計士協会の会則・規則等のうちの監査の品質管理に係る規定のことをいう。</p> |
| <p>改善計画書 【品管細則第6条第1項 第3号、レビュー手続第 512項】</p> | <p>改善勧告書において指摘された極めて重要な不備事項及び重要な不備事項に対する監査事務所として既に実施した又は実施を計画する改善措置について記載した文書をいう。</p> |
| <p>監査・規律審査会の審査 会長への報告 【会則第80条第4項】</p> | <p>品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合又は監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合において、品質管理委員会の委員長が、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告することを指す。</p> |
| <p>大手監査法人 【レビュー手続第2条 ⑭】</p> | <p>レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数を100社以上有し、かつ常勤の専門要員が1,000人以上いる監査法人をいう。当該基準により大手監査法人と定義された監査事務所は、原則として、それ以降のレビュー対象年度において継続して大手監査法人として取り扱う。</p> |

《2. 上場会社監査事務所登録制度に関する用語》

| | |
|--|---|
| <p>上場会社監査事務所名簿 【会則第84条第2項第 3号、第87条、第90条】</p> | <p>上場会社の監査をしており、通常レビューの結果等を踏まえ、監査事務所の監査の品質管理の状況について品質管理委員会が審査をした結果、上場会社監査事務所名簿への登録が認められた監査事務所を掲載している。</p> |
| <p>準登録事務所名簿 【会則第84条第2項第 3号、第88条第3項、第 89条第3項】</p> | <p>① 品質管理レビュー実施前事務所 上場会社と監査契約を締結する予定がある監査事務所及び上場会社の監査をしており、上場会社監査事務所名簿への登録を申請済であるが、通常レビューの結果等に基づく上場会社監査事務所名簿への登録審査中の監査事務所を掲載している。「品質管理レビュー実施前監査事務所」の準登録事務所名簿への登録は、個別の監査契約に対して行われているため、「品質管理レビュー実施前監査事務所」が新たに上場会社との監査契約を締結する場合は、その都度審査が必要となる。</p> <p>② 品質管理レビュー実施済事務所 上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている監査事務所のうち、通常レビューの結果等に基づき準登録事務所名簿への登録が認められた監査事務所を掲載している。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>上場会社監査事務所名簿等抹消リスト</p> <p>【会則第 84 条第 2 項第 3 号、第 87 条第 4 項、第 92 条第 3 項、第 94 条第 4 項、第 99 条第 2 項、上場細則第 22 条第 3 項】</p> | <p>上場会社の監査をしている監査事務所又は過去に上場会社の監査をしていた監査事務所のうち、次に該当する監査事務所を掲載している。</p> <p>①登録申請義務を怠った監査事務所 ②登録が認められなかった監査事務所 ③措置により登録が取り消された監査事務所 ④懲戒処分等により登録が取り消された監査事務所 ⑤会員権停止 6 か月以上かつ行政処分請求（保留した場合を含む。）又は退会勧告の懲戒処分を受けた監査事務所</p> |
|--|--|

(参考) 品質管理関係規程の体系

| | | |
|----|--------------------------------------|---|
| | 第 3 章 監査業務の運営状況の調査 | |
| 会則 | 第 1 節 品質管理レビュー (第 77 条～第 83 条) | 第 2 節 上場会社監査事務所の登録 (第 84 条～第 101 条) |
| 細則 | 品質管理委員会運営細則 品質管理レビュー基準 | 上場会社監査事務所登録細則 上場会社監査事務所部会 登録事務所規約 |
| 要領 | 品質管理レビュー手続 | / |
| 内規 | 品質管理委員会運営内規 品質管理レビューツール | 上場会社監査事務所登録内規 |

上表の規程の改正承認主体は以下のとおりである。

| | |
|----|---------|
| 会則 | 総会 |
| 細則 | 理事会 |
| 要領 | 常務理事会 |
| 内規 | 品質管理委員会 |

品質管理レビュー制度に関する事項は、
日本公認会計士協会ウェブサイト
「<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/>」
「協会について」⇒「協会の活動」⇒「自主規制の取組」⇒「3. 品質管理レ
ビュー制度」
に記載しておりますので、ご参照ください。